

高岡市民病院循環器内科医療機器立会いアドバイザー業務仕様書

1 業務内容

循環器内科の症例に立ち会い、納入もしくは賃借にて本院職員が使用する医療機器が、適正かつ安全に使用されるための指導、助言、教育を行うこと。併せて、各症例に必要な医療機器を医師の指示に基づき取り揃えること。

2 対象となる症例

本院循環器内科の医師が、検査もしくは治療のために実施する心臓カテーテル及びそれに準ずる症例。なお、本院の心臓カテーテル検査・治療件数は、平成 30 年度実績で 699 件。

3 業務対応時間等

予定される検査及び治療については、本院の外来診療時間のうち、事前に通知を行う。

ただし、緊急を要する場合には、夜間及び土日、祝日においても対応を要請する場合があるので、これを了承すること。

4 業務の場所

主として本院内 1 階アンギオ室にて実施する。

5 経費区分

本業務分として計上する費用は、事務費、人件費等、立ち会いそのものに係る部分とし、医師の指示に基づき用意する医療機器については材料費として各月ごとに計上し、請求すること。また、当該医療機器が診療材料の範疇を超え、機械備品に類するものである場合には、総務課あて報告すること。

5 機密の保持

受注者は、本委託契約の遂行上知り得た発注者の業務上の機密、患者等の個人情報及びその他の情報について、第三者に漏洩しないよう留意し、関係法律及び「高岡市個人情報取扱特記事項」を遵守して業務に当たること。

この規定は本委託契約が終了または解約された後においても適用される。

6 その他

使用する医療機器に関しては、製造元等より適切な情報を取り寄せ、本院職員に十分かつ正確な知識及び情報を提供すること。

その他、本仕様書に明記していない事項に関して質疑が生じた場合は、双方が協議して決定する。